

令和3年10月14日

被災生徒奨学資金事務担当者 殿

高校教育課就学支援班

令和3年度被災生徒奨学資金の取扱について

被災生徒奨学資金事務につきまして、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

令和3年度における被災生徒奨学資金申請貸付申請（貸付期間延長）に際しては、下記に留意され、書類の提出をお願いします。

記

1 「経済的に就学が困難な状況」について

被災生徒奨学資金貸付要件である「経済的に就学が困難な状況」とは、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 「高等学校等就学支援金」、「専攻科の生徒への修学支援」又は「高等学校等学び直しへの支援金」（以下「高等学校等就学支援金等」という。）を受給している者
- (2) 「高等学校等就学支援金等」が支給されない特別支援学校に在学する生徒、定時制課程等に長期間在学したため「高等学校等就学支援金等」の対象外となった生徒、高等学校専攻科に在学する「専攻科の生徒への修学支援」対象外の生徒のうち、「高等学校等就学支援金等」の受給要件を満たす者

【高等学校等就学支援金】

国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国から支給される支援金

【専攻科の生徒への修学支援】

高等学校専攻科へ在学する生徒を対象に、一定の収入額未満の世帯に対して、授業料に充てるため、国から支援金が支給される。また授業料以外の教育費に係る支援金を給付。

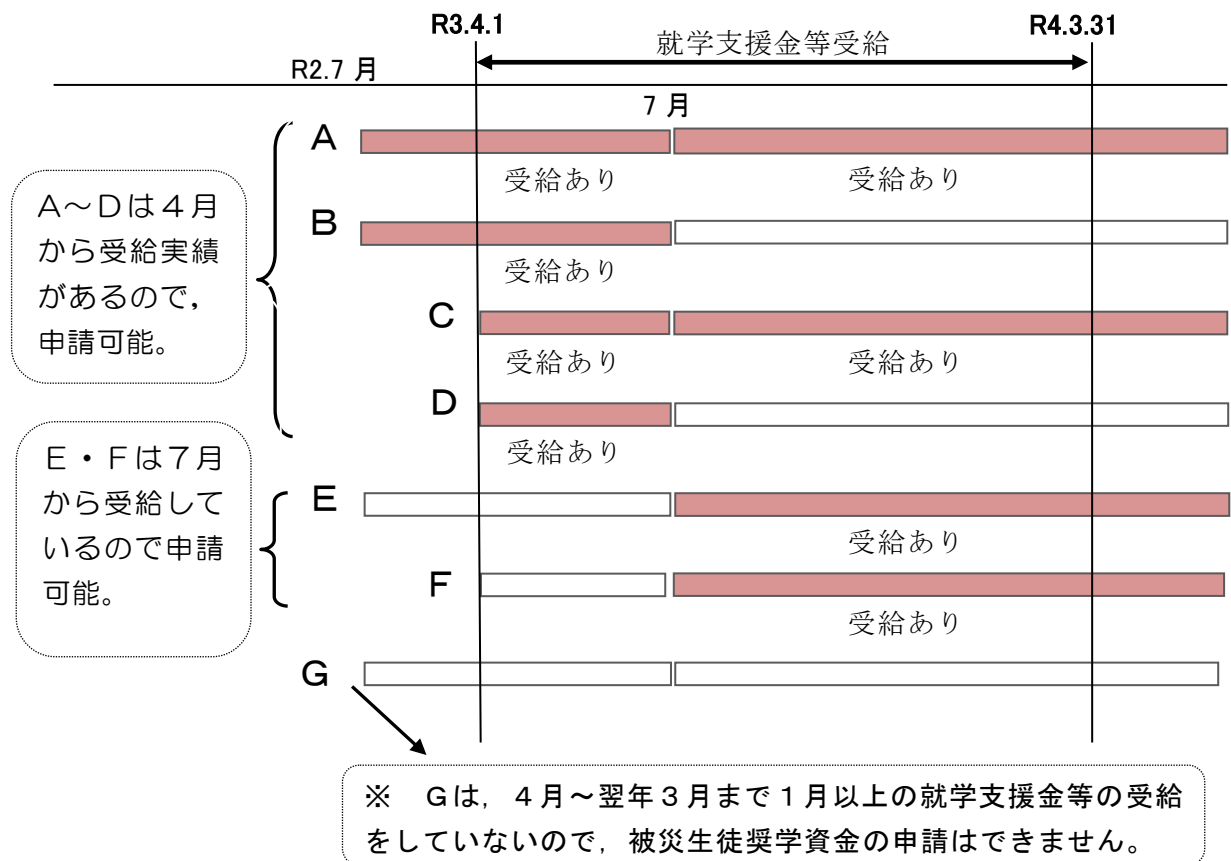
【高等学校等学び直しへの支援金】

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間支給される支援金

2 被災生徒奨学資金貸付申請（貸付期間延長）要件を満たす高等学校等就学支援金等受給者について

- (1) 高等学校等就学支援金等受給者は、次のいずれかで支給が決定された方です。
 - イ 昨年7月申請・届出による支給決定者（昨年7月～今年6月まで受給）
 - ロ 今年4月申請による支給決定者（今年4月～今年6月まで受給）
 - ハ 今年7月申請・届出による支給決定者（今年7月～来年6月まで受給）
- (2) 令和3年4月から令和4年3月までの間に、1カ月以上高等学校等就学支援金等を受給している場合は令和3年度の受給者とします。

【高等学校等就学支援金等受給イメージ図】



3 その他

- (1) 高等学校等就学支援金等を受給している方については、延長申請書に決定通知書の写しが添付されているか確認願います。
- (2) 高等学校等専攻科（専攻科の生徒への修学支援対象者を除く）又は特別支援学校、定時制課程等の生徒で高等学校等就学支援金等の支給対象外であるが受給要件を満たしている方については、延長申請書に父母等の、市町村発行令和3年度（令和2年分）課税証明書を添付しているか確認願います。